

平成 1 8 年 9 月
勝浦市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 1 8 年 9 月 2 1 日

○出席議員 20人

1 番 土 屋 元 君	2 番 佐 藤 啓 史 君	4 番 渡 辺 伊三郎 君
5 番 松 崎 栄 二 君	6 番 刈 込 欣 一 君	7 番 末 吉 定 夫 君
8 番 黒 川 民 雄 君	9 番 渡 辺 玄 正 君	10 番 寺 尾 重 雄 君
11 番 高 橋 秀 男 君	12 番 板 橋 甫 君	13 番 丸 昭 君
14 番 八 代 一 雄 君	15 番 児 安 利 之 君	16 番 渡 辺 利 夫 君
17 番 佐 藤 浩 寿 君	18 番 滝 口 敏 夫 君	19 番 伊 丹 富 夫 君
20 番 水 野 正 美 君	21 番 岩 瀬 義 信 君	

○欠席議員 1人

22 番 深 井 義 典 君

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	助 役 杉 本 栄 君
収 入 役 江 沢 始 一 君	教 育 長 松 本 昭 男 君
総 務 課 長 西 川 幸 男 君	企 画 課 長 藤 江 信 義 君
財 政 課 長 関 重 夫 君	課 税 課 長 乾 康 信 君
収 納 課 長 鈴 木 克 巳 君	市 民 課 長 滝 本 幸 三 君
介 護 健 康 課 関 修 君	環 境 防 災 課 長 田 原 彰 君
清掃センター所長 酒 井 正 広 君	都 市 建 設 課 長 三 上 鉄 夫 君
農 林 水 産 課 長 岩 瀬 章 君	観 光 商 工 課 長 守 沢 孝 彦 君
福 祉 事 務 所 長 小 柴 章 夫 君	水 道 課 長 藤 平 光 雄 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君
社 会 教 育 課 長 佐 藤 光 男 君	学 校 給 食 共 同 中 村 一 夫 君
	調 理 場 所 長
農 業 委 員 会 酒 井 明 君	
事 務 局 長	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 川 又 昌 昶 君	議 事 係 長 目 羅 洋 美 君
-------------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第 4 号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第47号 決算認定について

(平成17年度勝浦市一般会計歳入歳出決算)

議案第48号 決算認定について

(平成17年度勝浦市学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算)

議案第49号 決算認定について

(平成17年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算)

議案第50号 決算認定について

(平成17年度勝浦市老人保健特別会計歳入歳出決算)

議案第51号 決算認定について

(平成17年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算)

議案第52号 決算認定について

(平成17年度勝浦市水道事業会計決算)

議案第53号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第54号 平成18年度勝浦市一般会計補正予算

議案第55号 平成18年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第56号 平成18年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

第2 請願・陳情の委員会付託

請願第5号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正に関する意見書提出を求める請願

請願第6号 「農地・水・環境保全向上対策」に関する請願

陳情第5号 「(仮称)勝浦市まちづくり審議会」に関する陳情

陳情第6号 安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める陳情

第3 休会の件

開 議

平成18年9月21日(木) 午前10時00分開議

○議長(水野正美君) ただいま出席議員は20人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

○議長（水野正美君）日程第1、議案を上程いたします。

議案第47号ないし議案第52号、以上6件を一括議題といたします。

本案は、いずれも決算認定についてでありまして、既に提案理由の説明並びに当該決算審査意見の報告も終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては、議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君）まず、一般会計と水道会計について、若干総括的に質疑をさせていただきます。

まず、一般会計であります。市監査委員による決算審査意見書を中心に何点かお尋ねしたいと思います。私、今ここに16年度と17年度の意見書を持っているんですが、16年度では監査委員の意見書の結びのところで、一般会計の歳入における自主財源率は44.2%であり、前年度に比べて0.2ポイント減少した云々として、財政力指数が0.566、経常収支比率が95.5%、公債費比率が13.2%と引き続き厳しい財政運営がうかがえる、こういうふうにならざるを得ないとき、市税の歳入は調定額に対して76.4%、前年度に比べて0.5ポイント減少した。収入未済額が6億6,798万8,126円というふうに、要するに1.5%増加。また、国民健康保険税については、歳入調定に対して71.1%で、前年度に比べて0.3ポイント減った。しかし、収入未済額は前年度に比べて1,516万6,122円で4.7%増加、このように出されています。

今、一般会計と言いましたが、国保、介護にも関連しますが、介護保険については、前年に比べて歳入が0.9ポイント減少して、収入未済が25.4%増加したと、こういうふうにならざるを得ない。16年度ではかなり介護保険については、異常といいますか、かなり大きな数字です。17年度なんですが、同じように言っていると時間があれるので、17年度はこの16年度の財政力指数で比べてみると0.566から0.570、経常収支比率で95.6%から94.8%、公債費比率で13.2%から13.0%、国保の収入未済が16年度は前年比4.7%増、17年度は前年対比で12%増、介護保険については16年度が前年比25.4%増、17年度が30.6%増、このように示されていて、依然として勝浦市の財政状況は厳しいと、こう言っているんです。だから、節約して、税徴収も含めて一生懸命やってくれと、このように結んでいるわけですね。

ここで一つ、そのデータから市税が収入額と調定額の割で見ると16年度がマイナス0.5、17年度はプラスの0.8、率で76.4%対77.2%と徴収の努力の跡がうかがわれるわけです。国保でいうと16年度が前年対比で0.3のマイナスで71.1%、17年度は71.9%、これはプラス0.8。差額でいうとマイナス0.3からプラスの0.8だから実質的に15年度を基準とすれば結構徴収率は上がっているというふうに見られるんですが、しかし、この財政構造を執行部はどう見るのか。おとといも私、一般質問でやりましたが、経常収支比率が90%台というのは今に始まったことではなくて、これは普通70%台とか、あるいは60%台とかというところであれば何とかなるということなんだけど、勝浦市の類似団体では90%あるいは95%というのは、近隣見たって大体そんな感じ。それは織り込み済みというか、最初から数字で10年間、過去出してもらえばわかるんですが、経常収支比率は。財政力指数というのは、交付税算定の基準のための実質的な意味は余りないわけですが、0.5何がしというのは。そういう点で、それを前提にして我が勝浦市政の財政運営をど

うするのか、行政をどういうところにポイントを置き、どういう立場に立ってやっていくのか。

市長は今定例会で3選を目指すという表明をしたわけでありまして、そういう点からすると、ここで総花的なことをやったってしょうがないので、私はそういう意味で、一般質問で基本計画と後期基本計画の点、そういうことを頭に描きながらやっていたつもりなんですけど、もともと義務的経費でぐっと大部分が食われて自由に使えるお金は何もないわけですから、そういう中で、例えば人件費に食われると。人件費に食われるとといったって、生産工場の、いわゆる一般企業と違うんですから。一般企業は、物を生産して、売って利益を得る。そのために労働力を買うということだけでも、市の仕事というのは、ただ単に物を生産するところじゃありませんね。市民サービスを提供するところです。同じ人件費でも、総務課にいる人の人件費と福祉事務所にいる人の人件費とは仕事の質が違うわけです。福祉事務所とか、そういう市民に直接対話したり、あるいは診療所もそうなんですけど、やる場合にどうしてもそこに人を配置しなければ、保健師とか、あるいはヘルパーとか、その他、人を配置しなければいけない。このこと事態が施策そのものなんですから。

そういう意味からいうと、人件費がふえたからって、一律にそれをカットしろという話ではないんです、実際に。私が言うまでもなく、そちらが専門家ですから百も承知だと思いますが、そういうめり張りをつけた人材の登用とか、あるいは人員配置とか、その辺をもっと、今までよりもっと、効率的というのは、私はそういうことじゃないかと思う。

だから、藤平市政が勝浦市政をどこにどうポイントを置いてやっていくのか。例えば、福祉あるいは教育、あるいは小さい子供の少子化対策、あるいは目玉1つじゃなくて2つでも3つでもあるかもしれない。そこへポイントを置くとするならば、そこへ人員配置だって、人件費の投入だって、そこに傾注していく。ほかのところは、この5カ年計画の中では、当面は若干市民にも我慢してもらおう。それは座談会、懇談会等で説得して了解を得るとか、そういうやり方を、市政運営をしてもらわなければ、これから先はやっていけないだろうというふうに思うんです。そういうことを今度の17年度の決算から私は導き出すべきだと。

いつもいつも結びで、財政力指数が0.51と、経常収支比率が94%か95%、こんなものとは言ったら失礼だけど、初めからわかってることなんだから、それを前提にどうするかという問題になると思うんですよ。そこのところを、どういうふうに市長は考えておられるのか。これから、ますますそういうめり張りの立った行財政運営が、市政運営が客観的な状況から見て求められるというふうに思うんだが、その点についてお答えをいただきたい。

それと経常収支比率の95.5%、94.8%、これは16年度、17年度ですけれども、過去5年ないし10年で結構です。それだけでもいいですから、数字、羅列でいいですから出していただければと。

もう一つは、その中で公債費比率のことも必ず出てきているんですね、監査委員の指摘の中で。県下の公債費比率の一覧を見ますと、これは18年度の算定結果なんですけど、県下の56市町の中で勝浦市は16番目になっていますね。実質公債費比率ですけれども、18年度で14.7%。一番多いのが印西市で23.1%、印旛村が23%、白井市が20.7%、木更津が20.00%、神崎町が19.8%と。今、総務省ですか、過去3年で平均して20%を超えた場合には規制をかけるよということが一応、基準で昔から言われて、今はどうなんだか、私もあれなんですけど、今も恐らくそういう基本的な観点はあると思いますが、20%を超えているところは3市1村、まだありますね。勝浦市は14.7%。一番少ないところで袖ヶ浦市が7.50%なんですけど、この14.7%という公債費比率を我が勝浦市

の財政当局あるいは市の方ではどういうふうにとらえているのか。このパーセントの中で、あるいは自主財源との関係の中で、経常収支比率が95.何がしですから、その残余の中でどの程度の、まだ私は起債からいえば起債は出てるというふうに見てるんだが、その辺のところの組み合わせで、まださらに仕事ができるよというふうに判断しているのかしてないのか、17年度を踏まえて、その辺について、基本的な考え方でいいですから、具体的に何をやるかにをやるじゃなくて、そういう点でお答えをいただきたい。

次に、水道事業会計の方に移るんですが、水道事業会計も、私、16年度の監査委員の意見書の結び、17年度と読み比べてみましたが、16年度、水の有収率が73.1%、17年度が73.2%、16年対比で0.1ポイント改善されたといえれば改善されたんですが、こういう状況になっていると。

16年度の監査委員の指摘は、有収水量は3万5,983立米で増加しているが、有収率では4.3ポイント前年度を下回った。これは、15年度対比で見ると16年度はかなり下回っちゃったわけですね。だから、さらに有収率の向上を期するために漏水調査等の実施に努めて努力されたいと、こうなる。

17年度の決算の意見書を見ますと、有収水量では5万3,574立米減少しているが、有収率では0.1ポイント前年対比で上回る、こういうことなんですね。有収量は減少したけれども、有収率では上がった。つまり、需要が落ちたということだと思う。しかし、それにしても、有収率の向上に努められたいと、こう言ってるわけですね。

今回は持ってないですけども、毎回、私言ってると思うんですよ。そこで、16年度、17年度の意見書を踏まえて、あるいは16年度から有収率の向上のために漏水探査とかその他を、鋭意、年度目標を立てながら、今年度では1ポイント上げようとか、あるいは15年度対比では一挙に4ポイント下がったんだから、今年度1ポイント上げて5カ年計画でどの程度上げようとかという計画の中で、その辺がやられてきているのか。あるいは、やられてないとすれば、これから鋭意やろうとしているのか、その点について1点お尋ねしたい。

1点と言ったけど、もう一つあるんですけど、16年度の決算の指摘で、単価の問題。供給単価と給水原価の関係で、16年度は供給単価が給水原価に比べて7円10銭上回って3,280万2,418円の純利益を出した。しかし、欠損金に充当して云々で、そういうことを言ってるんですが、とにかく利益を得たと、供給単価と給水原価の間で。7円10銭あったんだけど、17年度の指摘を見ると、供給単価と給水原価が7円10銭に比べて17年度は2円5銭なんですね。したがって、利益も純利益も1,729万1,006円、ということで16年度に比べて約半分の純利益なんですね。これは経費節減とか、一部民間委託による合理化とか、課長が議会で答弁してたけれども、この辺の利益率ですね。つまり、単価と原価の差が7円10銭から一挙に前年度は2円5銭に激減したと、この辺の主な理由、これをどう利益率を上げていくのかということについて、その辺についてお尋ねをしておきたい。以上です。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君）人的配置ということは、これが硬直化するとおしなべて全体の効率が下がるということになっております。したがって、どこの課は何名でなければならないという考え方は、もう通用しない。また、それがあると職場における職場間の不公平感にあおりをかけるというふうに判断します。これから先、どうしても民生関係の事業、それにまつわる予算というものはふえる傾向、当然ございますし、そうなれば、なканずく、そこで働く人たちの仕事量というもの

はふえてくる。ですから、私たちは常に職員数を増員増員ということではなくて、仕事量の均衡をよく考えて、仕事量が少なく、あるところは人員を削減して、仕事量のふえる、そして仕事が増加して人手を食わざるを得ないところは、当然ふやしていくという柔軟な考え方と具体的な配置を考えていく必要は当然あると思います。今の執行部内においても、それを当然考えているわけでございます。ですから、今後の予算編成あるいは市の財政維持、健全化のためにも、そういう柔軟な人員配置というものを心がけて、市民サービスに欠落のないように十分な配慮をしてみたい、そう考えますし、およそ執行部各員はそのような考えに立ち、そしてこれから先も行政改革という面でも考えに入れて対応してまいると、そういう気持ちだろうというふうに私は推察をいたしております。

したがって、これから先、ここに意見書として盛られている事項につきましては、これはありきたりのもので、同じということではなくて、我々は財政健全化を含めて考える上では、当然、これは重要視してまいる、そういう考えであります。ほかのいろいろな指数については、これは高いより低くあった方がいいということでございましょうが、事業を行った際には、この比率は上がらざるを得ない。したがって、過去の減少分とこれからの起債の額というもののバランス、そういうことも考えながら、市民の要望する事業というものには取り組んでまいらなければならないというふうに考えます。以上です。

○議長（水野正美君）次に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君）それでは、私の方から2点、お答え申し上げます。

まず、1点目の経常収支比率、最近5年間の数値でございますけれども、平成13年度が88.7%、平成14年度が90.9%、15年度が90.5%、16年度が95.5%、そして17年度につきましては、若干改善されまして94.8%となっております。

もう一点、実質公債費比率の関係でございますけれども、議員ご指摘のとおり、県内でも16番目ということになっております。要は、起債をこれから先、もっと借りられるんじゃないかというようなご質問でございますけれども、確かに事業によっては、どうしても一般財源が非常に苦しいということで起債に頼らざるを得ないというのが本市の状況でございます。ただ、借金をいたしますと、当然後世に残るわけですので、極力その辺を抑えたいということと、もう一つ、現在の市の財政状況の中で、財政調整基金が底をついている状況ですので、健全財政を図る上では、今後とも必要最小限の起債にとどめるべきでないかというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、藤平水道課長。

○水道課長（藤平光雄君）お答えいたします。

まず最初に、有収率の問題でございますけれども、確かに前年度と比較いたしますと、わずかではございますけど、0.1%上昇しております。ですが、15年当時と比べますと4%以上下がっておりますのが現在の数値でございます。これに対します漏水調査等、これは前年度、今年度、同じぐらいの調査はしてございます。ですけれども、余り向上がされてないというのが事実です。これの改善計画についてでございますけれども、平成18年から22年までの5カ年におきまして老朽管の改修を行うという中で、あわせて有収率の向上を図りたいという考えを持っております。

目標数値、これは以前の委員会の席でも申し上げたかもしれませんが、5カ年間で10%程度を目指したいという目標を持っております。

また、2つ目の供給単価と収益率の絡みでございますけれども、供給単価の算出と申しますの

は、水道事業総費用から年間有収水量を割り返したものが給水原価でございます。供給単価につきましては、年間の給水収益を年間の有収水量で割ったものが単価でございます。これの開きが、去年が7円10銭、ことは2円5銭ということで、利益率が低くなってきているというご指摘でございますけれども、どうしても給水収益と有収水量の絡みがございまして、お客様の買ってくれるお水の量が減っていくということになりますと、当然、収益も減るということで、供給単価に関しましては平行線をたどっております。ただし、給水原価につきましては年間の総費用がさほど変わらない中で有収水量が減っていくと。これを割り返せば、当然低い数値が出るということの比較の中で、有収水量の低下が価格幅の減少ということと判断しております。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君）水道事業についてはそういうことだと思うんだけど、ただ10%を5年間で有収率を上げていくということになると、年2%だね。これはかなり大変な努力をしないと大変じゃないかと思うんで、その辺のところは年次計画の中でどこをどうやっていくのか。老朽管を布設がえしなれば、基本的には有収率は上がらないんだから大変なことなんだけれども、鋭意努めが必要だろうと私も思います。

今、水の需要の関係ですけど、これは勝浦ばかりじゃなくて、全体として年々需要は下がってきているというふうに私、聞いてるんだが、その辺の動向について、それがどうのこうのというよりも、その動向だけ説明を求めたい。勝浦市も前年対比で下がっているが、ここ数年でどういうふうな右肩下がりに需要がなっているのか。近隣と比べてどうなのかというところについて、わかっていればお答えいただきたい。

一般会計の方ですが、私は、市長、そういうことを言ってるんじゃない。つまり、まず藤平市政は今後こうやっていくんだというところをきちっと、市長は立てているというかもしれないけど、私としてはそれが見えない。大しためり張りがそこに見当たらないというのが、後期計画見ての率直な私の感想です。だから、きちっと立てている。話がちょっと長くなって恐縮だが、市内のある青年、保守本流の人ですよ、名前言わないけど。その人と最近話したときに、児安さん、勝浦市の高齢化率がどんどん上がって行って、もう3割に近くなってきている、高齢化したって、それはそれでいいじゃないかと、彼はそういう論法です。そうだったら、それを逆転の発想で、勝浦市は高齢者を大事にする、ああ、勝浦市はどっから見ても高齢者が安心して住める。うまい魚食える、食べ物はある、景色はいい、長生きできる、福祉施策も他市町村から見れば非常に優れている。そういう勝浦市のイメージアップだってあるじゃないかと、こういう私は一つの識見だと思うんですね。

例えばそういうことで、藤平市長が3期目を目指すというふうに表明したわけですから、そういう政策の一つの、勝浦市はこう行くんだと、それに事務方は後をついていくわけですから。私はそういう中で、職員の意識改革ということもやったけれども、不公平感があるないなんて、そんな低レベルの問題ではなくて、例えば介護健康課について見れば、アップアップしているでしょう、10月から実施の、あるいは来年4月から実施の地域包括支援センター、これどうするのか。専門職をどう配置するのか。それを金があるとかないとかって、片っ方で国はどんどんどんどん法律に基づいてやれやれと言ってきている。障害者自立支援法の施行だって、10月からいよいよ本格的だ。これはどういうふうにやるんだと、悪いけど、うろちょろしている。だから、そういうところに重点的にマンパワーを配置する。そのことに対して、ほかのセクションが、あそこだ

けふやして何だなんて、もしそれがあるとすれば、そんな低レベルな意識こそ変えてもらうというのが意識改革ですよ。ただ、給料は上がらないから我慢しろと。我慢するという意識にさせるなんて、そんな問題じゃないんですよ、問題は。

だから、そういう点で、私は藤平市長に期待するがゆえに、立候補表明したらそのような、今後3期目に向かって勝浦市政、それそどこでチラシで言われたけれども、勝浦丸をどう操縦していくのかというところを、ぜひ出してもらいたいというのが私の率直な意見です。そういう点でご答弁があればいただきたいし、なければ結構です。以上です。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君）職員の給与の面については、これだから、これで我慢してというようなことは、私は毛頭言うつもりもないし、我々が今考えていることは、仕事の量、それを遅滞することによって市民サービスの低下がある状態は完全になくしていかなければならない。したがって、職員もそのポストにおいては、必要な数だけ確保しなければいけない。ただし、それに伴って減員するところも出てくるでしょう。その辺のことは、これから当然やっていかなければなりませんし、私が申し上げたこれから先の少子化と高齢化に立ち向かう勝浦市であれば、お互いに人的資源の大切さはあるわけで、そのための施策展開においては、これを私は第一義に考えて、この間の丸議員の質問に対してお答えをしたつもりでございます。したがって、これから先は総花的な予算づけはだんだん不可能になってくる。本当に必要なところはつける。そして、削るべきところは削っていかなければならないと、そういう事態が予測されるわけで、そこに向かって間違いなく進行しているわけですから、その点はきちっとわきまえて、これから先対応してまいりたいと思います。以上。

○議長（水野正美君）次に、藤平水道課長。

○水道課長（藤平光雄君）お答えいたします。まず、勝浦市の水道の状況でございますけれども、年々少しずつ減少しております。平成12年から17年までのデータの比較ですけれども、基本料金層、また20立方までの使用のお客様はふえております。逆に20立方を超える使用者は減っております。と申しますのは、収益が減ってくるという中で、また有収水量も減っております。ですが、勝浦市の水道料金は逦増制、要するに段階ごとに、使用料が多くなればなるほど単価が上がると、そういう料金体系をとっておりますので、高い料金体系のお客様が低い料金体系のところに移動していると。そういう中での有収水量の減少もあって、あわせて収益の減につながっているものと分析しております。

また、近隣の市町村のデータということでございますけれども、持ち合わせてございませんので、広域水道のデータがございますので、それでご勘弁願いたいと思います。

まず、16年と17年の広域水道の方の送水量の比較でございますけれども、17年度の方が16年に比べて約25万6,000トン減少しております。これは、私どもの需要も減っておりますけれども、広域から送る水の需要も減っているという状況でございます。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）1点だけお伺いしたしたいと思います。前段者の質疑、やりとりありまして、市長からいろいろ、非常に苦渋に満ちたというか、ご答弁だったなという感をいたしたわけですが、これからの行財政運営というのは、非常に厳しくなってくるということは私が言うまでもありません。したがって、市長が目指すまちづくり、これを推進する上においても、政策、

施策の選択、展開については、さらに高度化した質の高い施策展開が求められてくると。その前提としまして、どうしても日常の予算等の執行、政策の推進、その結果を評価し、次に生かしていくという面において、どうしても決算踏まえて行政評価制度の構築、導入は避けて通れないわけです。ところが、これを遅々として進められない。いろんな理由をつけて導入を結果的に図っていない。ここに藤平市政の最大の課題があると、こう見ているわけです。

したがって、この17年度決算を踏まえて、早急に行政評価制度の構築、導入へ向けた取り組みを行って、客観的に評価した上での行財政運営、政策、施策の展開へ向けていただきたい、こう思うわけではありますが、この1点について見解を求めます。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。藤江企画課長。

○企画課長（藤江信義君）お答え申し上げます。行政評価制度の関係ですけれども、昨日の一般質問においてもいろいろお答えしましたけれども、いずれにいたしましても、18年度、今年度に本格導入をしたいということで、鋭意努力をしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）今、ご答弁のあったような趣旨の答弁は、たしか私、記憶間違いなければ、私がこの行政評価制度導入へ向けた取り組みの市の見解をただしてから約7年近くになるんですよ。その間、機会あるごとに、この行政評価制度導入について市の見解をただしてきました。隣の鴨川市でも導入している。また、茂原市でも導入している。身近なところを参考にしながら、本市の実情に即した行政評価制度を導入すべきであると。これは完璧なものを最初から導入するということは難しい。しかし、導入をし、改善をしながら高度な評価をし、次なる行財政運営、施策展開に生かしていくという方向づけをしている上において、一日も早くこの行政評価制度導入を図るべきであると、こういう私の見解なんです。ところが、それに対しては、今のような趣旨の答弁はされるけれども、ずるずるずるずると延ばし、行革大綱を策定すると必ず行政評価制度導入について盛り込むけれども、実現をしない。繰り返しているわけです。ですから、ただいまのご答弁いただきましたけれども、これはそのまま額面どおりに受けとめられないわけがあります。したがって、最高責任者である市長から、今、課長から答弁がありましたけれども、18年度中の導入を果たす決意があるのかなのか、その見通しについて明確にお答えをいただきたいと思います。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君）確かに行政評価制度という言葉は、この議場において私も聞いておりますし、過去幾多、討論がなされことも事実であります。我々は結果を知らながらその翌年の予算をどうしようかということは、今までの勘とか、そういうことで事を進めていく時代ではないし、はっきりした指数管理、計数管理があって、それに基づいてなされても往々に失敗というものはあるわけです。ですから、そういう含みある考え方で、私は評価制度というものを評価したい、そう思いますし、今年度、実施を目指して私も頑張っていきたい、そう思います。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第47号ないし議案第52号 決算認定については、9人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置いたしまして、これに付託の

上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、本案につきましては、9人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置いたしまして、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により、刈込欣一議員、佐藤啓史議員、末吉定夫議員、滝口敏夫議員、土屋 元議員、松崎栄二議員、丸 昭議員、渡辺伊三郎議員、渡辺玄正議員、以上9人の議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました9人の議員を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、本案につきましては、会期との関係から閉会中の継続審査に付するとともに、地方自治法第98条の検査権を付与したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、本案につきましては、閉会中の継続審査に付するとともに、地方自治法第98条の検査権を付与することに決しました。

11時5分まで休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（水野正美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第53号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましても既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君）教育民生常任委員なので付託されてくるとおもいますが、1点だけお尋ねをしておきます。というのは、一つは分娩の関係で、出産育児一時金ですね。30万円が35万円を支給すると。これは国がそういう基準を出してきて、一斉にそれを各自治体が行おうとしているということだと思うんですが、せんだっての国保運営協議会におきましてもその点が提起されて、近隣の市町村、すべて35万円に引き上げるというようなことが報告されましたので、それはそれでいいんですが、ただ条例の中で改正案、審議資料で一部負担金第5条が保険医療機関または保険薬局について云々というところの第5条の1、2、3、4というふうに、現行は3歳に達する日の属する月以前である場合10分の2、5条の3で70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合10分の1とか、5条の4で70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合であって云々というのが10分の2と、こういうふうになっているわけですけど、国の国保法改正に基づくものでいくと、改正案ではこれが全部第5条でくくりにくられちゃってるわけですけど、実質的な10分の1とか10分の2、70歳に達する云々、この辺はどういうふうに、この条例上、読んでいけばいいのか。この点について1点お尋ねをしておきたい。

私の理解では、ことしの10月から10分の2が10分の3に70歳以上の場合、なるんじゃないかと

いうふうに見ているわけですけど、その辺に対する答弁をいただきたいというふうに思います。
以上です。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。滝本市民課長。

○市民課長（滝本幸三君）今回の負担割合の改正であります、これまでは法律をそのまま条例化しておりました。したがって、法律が改正になる都度、条例を変えるというようなことでありましたけれども、法律第42条の規定によるということで、法律が改正された場合には条例もそれに基づいてそのような改正が行われるということになるわけであります。

今回の改正、70歳以上の方の前期高齢者ですけれども、一定の所得者ということになりますと、この10月より2割から3割になるということでございます。第4項が10分の3ということになるわけでございます。あと、2、3歳に達する日の、これは変わりません。また、3についても10分の1ということでも変わりません。今回、ただいま申し上げましたように、法律が変わった場合には条例も変わりますよということで、法律に連動したものに変わるということであります。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君）現行のように分けて10分の1とか10分の2とか、そういうふうにあえてわけて条例上、明記しないで、第5条一本でくくって、中身については法律で変わってくるから、それを適用していくということです。そういう理解でいいのか。つまり、表面上ではその辺が上がるのが出てきてないというふうに、わからないじゃないかという錯覚を起こすんですけど、実質は10月から一定の所得以上の前期高齢者については10分の2が10分の3に上がるよと、こういうことの理解でいいんだと思うんですが、念のために。

もう一つだけ。そこで、私、一般質問でもやったんだが、そういう一定の所得があるといえども、率が一方でどんどんどんどん上げられていますから、また率上がらなくとも、要するにその算定の基礎が上がってきちゃうわけですから。つまり、もうちょいで住民税かかっちゃうけれども、今までかからなかった層が、今回、国保税がかぶってきているわけですね。つまり、住民税がかからなかったけれども、今年度かかっちゃうというのは、定率減税がなくなり、高齢者控除がなくなって、所得税がそこに発生したと。所得税を支払う層に払わない層から払う層になったから、それに基づいて住民税の額が上がってきちゃうと。その住民税の額が上がることに連動して国保税がべらぼうに上がっちゃうと、こういう層がいっぱいというか、一定の部分出てきているわけです。これは勝浦市でも出てきています。全国的にも出ています。そこに最大の問題がある。

どうするのかということがあるわけですけど、そこで私も口酸っぱく言ってるんだが、これは市民課だけではなくて介護健康課も関係しちゃうんだけれども、この前も出しましたけれども、国民健康保険における1人当たりの診療費、千葉県内で見てみると、これはちょっと古くて申しわけないが、平成14年、おとし、18年だから4年前ですか。でも、この傾向はまだずっと続いているというふうに最近も聞いていますが、14年では勝浦市が1位なんですよ。1人当たりの医療費が20万 3,176円。一番低いところが八街市で12万 7,464円。だから、8万円ぐらい1人頭の医療費が違うんですね。これが、内容的にはそれが即、少ないからいい、多いから悪いと一概には言えませんが、しかし、NHKのテレビその他でもやっているように、長野県の佐久は、全国的にも、あるいは長野県自体が1人当たりの医療費の費用が少ないと。全国1、2を争って低い方だと。結局、それが病気にかからない、高齢者でも丈夫で元気という人が比較的多いと。それ

は高齢者を初め若い人もそうですけれども、自治体が施策をどんどん展開して、丈夫な年寄りにしていくと。結果として、そこで医療費がかさまない。したがって、国保財政もそれだけ健全化の方向にいつているというデータが出ていますね。真ん中ぐらいならまだしも、トップクラスにずっと長年、勝浦市の1人当たりの医療費があるということに行政は心を痛めなきゃいけないですよ。それをどうするのかというのをもっとやってもらわないと、その両方を進めていかないと、いつまでたっても国保が高い。この間も言ったように、勝浦へ引っ越しきてびっくりしちゃったと。あるいは、勝浦に実質永住しているけれども、引っ越して住んでいるけれども、住民票は私は東京ですよ。なぜと言ったら、税が向こうの方が安いから。そういう話になっちゃうわけですから、あと常任委員会でももっと細かくやりますけど、基本点だけ、考え方としてこのところをお答えをいただきたい。以上です。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。滝本市民課長。

○市民課長（滝本幸三君）先ほどの一部負担金の関係でありますけれども、第5条1号から4号までであるわけでありまして、9月いっぱい、10月から変わりますけれども、1号につきましては、条文読みますと、2号から4号までに掲げる場合、以外の場合10の3というふうになっております。そして4号にいきますと、これが10分の3に変更になりますので、1号と4号が10分の3が出てきちゃうということでありまして、法の改正は1号については3歳に達する日の属する月の翌月以降であって、70歳に達する日の属する月以前である場合に変更になります。ただし、先ほど申し上げましたように、市の条例は法律に連動してということになりますから、そのまま条例は法律どおりということで適用になるという、今回の改正をお願いしたわけでありまして。

診療費でありますけれども、16年度で見ますと、勝浦市の場合、1人当たりの診療費19万3,318円ということで、県下2番目に高いというような数字になっております。ちなみに16年度では、一番低いのが山武町の12万2,613円。先ほど議員もおっしゃられました八街市が下から3番目ということで、低い金額12万5,000円何がしというような状況でございます。以上でございます。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。関介護健康課長。

○介護健康課長（関 修君）お答えします。医療費がかからないような施策展開をというご質問でございますが、勝浦市におきましては市民の健康増進事業といたしまして疾病の早期発見、早期治療を目的といたしまして、基本健康診査、結核診査、さらには胃がん検診等、各種の検診を実施しております。また、疾病・介護予防に関する事業といたしましては、基本検診の結果説明会、さらには糖関連、高血圧で2年続けて要指導となったものに対する個別教育の実施、並びに生活習慣病の原因となります肥満を予防するための食生活改善事業等、ヘルシー教室を開催するなど、また出前転倒予防教室等の各種予防事業を実施しております。

平成17年度におきましても、医療費の多くを占めております高血圧症の予防を重視し、高血圧予防教室を開催するとともに、およそ1年にわたりまして高血圧コラムを掲載し、高血圧予防に関する知識、高揚を図るなど、疾病対策の充実を図ってまいりました。

今後におきましても、医療費削減に対しまして、引き続きこれら事業を実施してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第53号は、教育民生常任委員会へ付託いたします。

○議長（水野正美君）次に、議案第54号 平成18年度勝浦市一般会計補正予算、議案第55号 平成18年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第56号 平成18年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上3件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては、議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）一般会計補正予算、歳出で何点かお伺いいたします。

初めに、ページ数は23ページ、備品購入費 135万円計上されまして、この内容については補足説明でありましたが、防犯パトロール用の青色回転灯購入、自動車購入、その他ということですが、この防犯パトロール用青色回転灯購入につきましては、私の方で提唱してきた関係もありまして、今回、予算措置されたことについては評価するわけではありますが、この自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備する場合の取り扱いについては法の規制があるわけがあります。したがって、この取り扱い等、運用についてどのように計画されているのか、ご説明いただきたいと思います。

次は、25ページ、成年後見制度導入へ向けた必要経費の計上、予算措置がなされました。これも取り上げてきて提唱してきた経緯もありますので、評価するわけではありますが、この成年後見制度導入に当たって、特にお聞きしたいことは、成年後見人について当然、選任を行政が被成年後見人の依頼を受けて対応するというのも出てくるわけではありますが、この場合、この成年後見人の選任について、基本的に市の方ではどのようにお考えになっているのか。当然のことながら、勝浦市内に住する者を後見人として選任するということになるかと思いますが、この点について具体的にご説明いただきたいと思います。それと、この制度導入後の運用ですね。具体的にご説明いただきたいと思います。

次に、33ページであります。道路維持費、街路事業費、その他予算措置が講じられました。補足説明もありましたが、細部について施策事業の中を見てまいりますと、6月の議会で私が指摘をし、市の方で対応を検討すると答えていましたが、こちらは前向きにこの9月の補正で予算措置が講じられるのかなと期待していたわけではありますが、その予算措置が見受けられないのであります。それは浜勝浦の新屋敷の中央に階段のあるあの道路の補修、整備の件ではありますが、この件については精査をして対応する、こういうお答えであったものですから期待していたわけですが、ところが、今回、予算措置されないと。その理由と、予算措置して整備する時期について明確にいただかないと、あそこの道路を、それこそ普通の女性が、普通の格好で歩くのが危険なんですよ。ですから、この点についてどう対応するのかをお聞かせ願いたい。

それから万名浦の市営住宅のある地域内、急勾配の通学路として使用している道路の滑りどめ等、安全対策についてであります。これもどうやら予算措置が講じられてないようでありまして、けれども、この対応についてはどのようにお考えになっているのか、お聞かせをいただきたいと

思います。

35ページであります。備品購入費 180万円、予算措置されまして、災害用の備品購入費ということですが、これは今回、自主防災会が結成された墨名区の自主防災会へ発電機、投光機、三角スタンド、担架ほかの備品等の貸与ということで予算措置されたわけですが、これまでの既設の自主防災会、防災組織に対する備品購入等の器具の配備と対比しますと、かなり額面的に大きな額の予算措置が講じられたわけです。この点の考え方についてはいろいろあると思いますが、備品等配備の充実を図るという観点からすれば好ましいものでありますけれども、しかし逆にこれまで配備されている防災組織への備品等と対比しまして、既設の自主防災会に対する備品配備の拡充という、充実を図るということについて、その点の考慮があつてしかるべきではないかと、こう思うわけですが、その辺の考え方と今後の取り組みについてお聞かせ願いたいと思うわけであります。

それと、この中では、これも提言をしてきているわけですが、AED、自動体外式除細動器の配備ですが、今回、墨名区自主防災会への配備はされてないようでありますけれども、このAEDの配備について積極的な取り組みを求められるわけですが、この辺の考え方、今後の取り組みについてお聞かせ願いたいと思います。

ところで、この自主防災組織、墨名区の自主防災会が整備されたということについては、これは評価できるわけですが、特に海岸線の各地区における自主防災会組織の整備というものが急がれていると思うわけですが、これが遅々として進まない。これは、それなりの理由があると思うわけですが、その辺の実態をしっかりと把握をして、自主防災組織が整備し得るような環境を行政がつくっていく。そして、円滑な自主防災組織の整備と活動が進められるような取り組みが必要であると思うわけですが、今後の取り組みとしてお聞かせいただきたいと思います。

最後に37ページですが、これは校舎耐震診断業務委託料等の予算措置がされました。内容は説明がありましたが、耐震化優先度調査ということで興津小学校、行川小学校、そして豊浜小学校、総野小学校、これが屋内運動場ですが、加えて興津中学校の耐震化優先度調査等の予算措置がされました。そこでお伺いしたいわけですが、これまでの耐震診断結果とあわせて、今回の予算措置をされた上で耐震優先度調査が行われた場合、その内容について、結果をインターネット等、市のホームページ等を通じまして公表していくということが望ましいわけですが、その辺の考え方と今回の結果を踏まえた耐震改修事業の取り組みの考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

加えて、これまで実施してきた耐震調査結果の概要について、この際、ご説明いただきたいことと、その耐震結果に基づく耐震化改修の必要性の有無等、その必要性があるとするならば、その対応、取り組みについてどのようにお考えになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。田原環境防災課長。

○環境防災課長（田原 彰君）お答え申し上げます。

まず、第1点目の青色回転灯の関係でございますが、青色回転灯については17年の3月議会でも滝口議員からご質問があったところでございます。そのときにも一部ご答弁したかとは思いますが、今回、青色回転灯の設置、ある防犯パトロール車の設置についてお願い申し上げるわけで

ございますが、従来、この設置につきましては制約があったということでございます。その制約の中身については、組織化されている団体であるとか、活動拠点が必要だというような問題がありました。もう一つには法的な規制がございまして、道路運送車両の保安基準というものがございました。その中で、行政とか、そういうところでなければ青色回転灯は装備できないというのが、このたび規制緩和をされまして、ただいま申し上げた保安基準の第49条の3に自主防犯活動自動車には青色防犯灯を備えることができるということで、こういう条文ができたという中で、各種団体にこの門戸が開かれたという状況がございました。そういう中で、今回のお願いをするわけでございます。

その取り扱いについてでございますが、まずこの青色回転灯を装備するということにつきましては、先ほど申し上げたとおり、これは国土交通省の所管になりますが、具体的には地方運輸局の手続ということになります。申請の対象となる団体につきましては市町村、県、あるいは知事、警察本部長、もしくは警察所長、または区市町村長から防犯活動の委嘱を受けた方により構成されている団体、その他の組織というような内容がでございます。そういうところで今回の補正予算につきましては、まず勝浦市に防犯パトロール車、これは当然、青色回転灯を設置した防犯パトロール車、あと2つについては青色回転灯の備品を市で購入いたしまして、貸与するということで、その貸与先2団体がでございます。その一つにつきましては、勝浦特殊防犯協力会、もう一つにつきましては民間のボランティア団体でございます潮見パトロール隊、これにつきましては、かねがね青色回転灯の要望が出されてきたところでありまして、このたびこの実現を図りたいということをお願いしているものでございます。

今後の運用につきましては、ただいま申し上げた勝浦市を含め3つの団体で定期的な地域の防犯パトロールに取り組みたいという考えでございます。

次の災害備品関係でございますが、35ページにございます。これにつきましては、第1点目のご質問でございますが、備品の中身でございます。従来でございます3つの団体、興津自主防災会、勝浦北区自主防災会、それと市野川自主防災会、これにつきましては同様な備品配置をしておるわけでございますが、今回の予算については180万円の要求をお願いしたというところでございます。従前は、例えば興津では110万円程度、北区では50万円程度、市野川では50万円程度ということで、今回180万円という数字は基本的にその包括する世帯の数によりまして考慮いたしましたところでございます。興津につきましては573世帯、北区につきましては213世帯、市野川につきましては64世帯ということで、今回の墨名区の自主防災会につきましては1,106世帯ということで、他の地区に比べて倍以上の世帯数を有するというところでございまして、この安全を守るために、より充実した経費投入が必要だろうという判断のもとに、今回の補正をお願いするわけでございます。

なお、この充実につきましては、基本的に市の交付要項に基づきまして貸与するものでございますので、この貸与につきましては当初のみということで考えております。今後の機器の拡充につきましては自主防災組織の新規の育成につきまして、このように交付を続けてまいりたいと。既存の団体につきましては、それぞれの地域がいろいろな話し合いの中で必要なものを整備していただきたいというふうに考えております。

次に、AED、自動体外除細動器の配備の取り組みということでございますが、これにつきましては人命救助ということで非常に重要な機器であろうというふうな認識であります。ただ、今

回の自主防災組織に対する装備の配備につきましては、皆さんが使える救助の基本的な機器をまず設置する。例えば、発電機、投光機、暗い中でも不安を解消するためのそういう機器、あるいは情報伝達のためのメガホンということで、基本的な機器を装備するという考えでございまして、この中に現在、AEDを装備するという考えはございません。

次に、海岸線の自主防災組織の設置が進まないというご指摘がございました。今後の取り組みにつきましては、現在、自主防災組織の設立は議員おっしゃられましたように、8月1日の墨名区の自主防災組織が直近でございます。今後につきましては、各地域に防災講習会なるものを、あるいはそれに似たものを我々としても計画し、啓蒙に努め、この設立に向けて促進してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、小柴福祉事務所長。

○福祉事務所長（小柴章夫君）それでは、お答えいたします。

1点目の後見人の選任についてであります。後見人開始の審判の申し立てを、まず家庭裁判所でいたしますので、本人の利益を考えながら家庭裁判所が基本的に選任するというふうになっております。

導入後の運用についてということでございますが、この後見人制度の関係と今回の補正に計上してございます身体障害者用自動車改造費助成事業、障害者自動車運転免許取得助成事業、こういうものとあわせて、広報などを通じてPRしていきたいと、こういうふうに考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、三上都市建設課長。

○都市建設課長（三上鉄夫君）お答えいたします。ご質問のありました北新屋敷線の整備についてでございますが、この路線につきましては議員ご指摘のとおり、コンクリート路面の風化によりまして通行に支障を来しているところもございます。また、道路勾配がありまして、箇所によっては危険な状況も一部見受けられるところでもあります。この整備につきましては、課といたしましても過去、対応を検討してきたところではございますが、隣接地主さんの方から何点か条件等も示されまして、なかなかその条件をクリアするところまで現在至っていないという状況でございます。そういった経緯もございますので、引き続きこの整備について検討していきたいというふうに考えているところであります。

2番目の万名地域の赤道の滑りどめ関係でございますが、ご指摘のありました場所は漁港区域内の赤道でございまして、道路でございますので、都市建設課、また農林水産課等が関係してまいります。また、この滑りどめ等も施工するに当たりましては、境界等の確認等も当然必要になってまいりますので、その辺を含めて、今後、農林水産課とともに調査をして対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺恵一君）お答えいたします。

まず、耐震診断の結果でございますが、きのうも教育長の答弁の中にありましたように、勝浦小の校舎、そしてこの数値でございますが、I S値0.25です。これは議員の皆様もご承知のとおり、ただいま改修しているところでございます。豊浜小学校舎、I S値0.3、勝浦中学校舎0.32、北中校舎0.5、勝浦小体育館、これは優先度調査でございますが、I S値を推定した数値で答えさせていただきます。勝浦小体育館が0.5です。勝浦中体育館0.3、北中体育館0.5でございます。

続きまして、内容についてホームページに公表するかというご質問だったと思いますが、これにつきましては先日、財政課長の答弁にもありましたけど、公表する考えでおります。

どのような優先度調査をするかという内容につきましては、ＲＣ造（コンクリート造）と鉄骨造で違いまして、ＲＣ造の校舎についてはそれぞれの建物の建築年度及び回数により分類して、コンクリートの強度試験の実施、これは通称コア抜きといいますけど、コアをその回数ごとに３本抜いて、それに圧力をかけ、破壊指数が何キログラムかどうか調べる調査でございます。柱、はり等の主要構造部材の老朽化の状況調査の実施、これは鉄筋の腐食度、ひび割れ等について調査いたします。梁間方向と桁行方向の構造架構についての調査、これは各スパンの長さを調査いたします。耐震壁の配置の調査、これは壁構造がどのような方向に向かっているか、その壁と柱の接続部分について調査いたします。想定震度の調査、これは当該建物を立地している地域の想定震度を調査して、それによりランクづけをいたします。

続きまして、鉄骨造の調査でございますが、鉄骨の軸組の筋交い耐震性能、これはＩＳＳ値という数値がございまして、その数値を調査により出します。鉄骨の腐食度、座屈状況、座屈状況というのは、代表的な軸組材の調査を、これは目視により調査いたします。溶接状況、ラーメン架構の柱梁、溶接仕口部の状況を、これも目視により調査いたします。

構造の安全性。これも代表的な軸組材の接合部について部材の欠落、断面サイズが合っているかどうかをチェックいたします。

次に、落下物等に係る安全性。落下物の危険性のある構造部材等の有無を調査いたします。

以上が耐震度優先度調査の調査方法でございます。

耐震改修の必要性の有無ということでございますが、これにつきましては学校施設は子供たちにとって一日の大半を過ごす学習、生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件ですので、このため充実した教育活動を十分展開できる高機能かつ多機能な施設環境を整えるとともに、豊かな人間性をはぐくむにふさわしい、快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた安全安心なものでなければならないという考え方のもとに、これは必要と考えております。

答弁が漏れ落ちがあったら申しわけございませんが、以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（水野正美君）午後１時まで休憩いたします。

午前１１時５０分 休憩

午後 １時００分 開議

○議長（水野正美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）再度お伺いいたします。浜勝浦新屋敷地域内の市道整備についてでございますが、ただいまご答弁いただきまして、その件については、こちらもよく認識しているところでありますが、問題は道路中央部分に設けられている階段の補修整備、これをまず実施して歩行者の安全を確保していくということが大事なんですね。全面的な改良整備については答弁のあったようなこともたしかあると思いますし、その件については隣接地権者との協議、協力を得た上で進めていくということによろしいわけであって、問題は現在、歩行者の安全を確保していく。歩行者は階段部分を利用するわけですから、そこが傷んで危険である、危ないということで、

そこを速やかに補修整備していくということを言っているわけですよ。それもできませんということなのかどうかですね。この点、明確にさせていただきたいと思います。

それと万名浦地域内の道路の滑りどめの件でありますけれども、境界調査して対応するという趣旨の答弁をいただきましたけれども、これは6月の議会で同趣旨の答弁がありまして、以来3カ月経過しているわけですね。今、同趣旨の答弁いただいたわけでありまして、そうなりますと、3カ月間、全くの放置状態で整備への関心が示されなかったということでもありますので、私は非常に残念に思うわけであります。と同時に、道路管理、勝浦市の道路行政のあり方について一端の疑問を感じるわけでありますけれども、議会で指摘されたからやらなきゃならないということではないと思いますけれども、少なくとも調査して全く危険性がない、補修の必要性がないと、このように認められる状況であるとするならば、それを明らかにさせていただきたいと思うわけであります。同時に、万一そこで事故あったときの責任についても、明確にした上で明らかにさせていただきたいと思うわけであります。

現に、雨降り等のときには正常な歩行ができない状況下にあると住民が言っているわけです。私が現場確認しても、そういう状況下にあります。たとえそこが市道ではない赤道であっても、今現在は漁港関連施設区域内ということであったとしても、生活道路として、あるいは子供たちが通学道路として利用しているその道路でありますから、その道路を管理し、必要があれば補修整備していくというのが道路行政のイロハです。これもできないということであれば、どういう理由でできないのか、進められないのか、この点も明らかにさせていただきたいと思うわけであります。その上で、改めて境界等の調査及び滑りどめ等道路補修整備について、いつまでに実施する考えなのか明確にお答えさせていただきたいと思うわけであります。

次に、災害用の備品購入費でありますけれども、今回の墨名区自主防災会に対しては備品購入費として180万円の予算措置を講じた。他の自主防災組織との備品購入費の額の差については理由が示されました。おかしなこじつけな理由だと私は聞いております。なぜかならば、この自主防災組織が必要な備品、それを活用して防災活動を行うわけでありますが、この防災組織の規模の大小にかかわらず、必要な備品は必要として配備する必要があるわけですね。そういうことを前提として考えたならば、組織の世帯の比率によって備品購入費の額を決めていくという考え方、発想はおかしいわけです。結果的なこじつけをしていると指摘せざるを得ないわけでありますが、最低限、自主防災組織が必要な備品というのは一体どういうものなのか明確にさせていただきたい。その上で、墨名区自主防災会が配備される備品については、基礎的な備品以外のどういうものを配備されようとしているのか、この点、明確にさせていただきたいと思います。

人命救助に必要なAED配備の必要性はないという考え方のもとで配備を考えていないというお答えであったやに伺ったわけでありますけれども、私は人命救助に必要なAEDの配備については早急に行うべきであると、こういう考え方に立っているわけでありますが、市はその考えがないわけでありますが、なぜ必要ないのか、その根拠、理由について納得のいくご説明をいただきたいと思います。

最後に学校校舎等の耐震化へ向けた取り組みであります。現在まで耐震診断も行ってきたわけでありますけれども、校舎及び体育施設等で耐震改修事業を実施する必要がある学校について明確にさせていただきたい。必要性がなければ結構でありますけれども、必要性があるとするならば、その学校の校舎あるいは体育施設等について明確にお示しいただきたい。その上で必要

性があるとするならば、その耐震改修事業をどういう計画のもとで今後進めようと考えているのか、お答えをいただきたい。

課長もご承知と思いますけれども、北中学校の校舎がかなり傷んできております。耐震診断を実施されたのか、これから実施するのかよくわかりませんが、傷んできている。雨が降ると雨漏りがひどい。風向きによって雨漏りから漏電、その漏電によってブレーカーが落ちる、これを繰り返しております。これは耐震改修事業以前の問題でありますけれども、この問題についてどう解決するのかお答えいただきたいと思います。以上。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。三上都市建設課長。

○都市建設課長（三上鉄夫君）お答えをいたします。ただいまご質問のありました北新屋敷線の部分的補修につきましては、地元の方々のご意見も聞き、現状にあわせて補修内容を精査し、対処してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、岩瀬農林水産課長。

○農林水産課長（岩瀬 章君）お答えいたします。川津万名浦の道路補修の件でございますが、これは1カ所につきましては、ご要望いただきました日から利用者に注意を喚起する看板を設置してきているところでございますが、ご質問の滑りどめ等の対策につきまして、境界も含めまして検討してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（水野正美君）次に、田原環境防災課長。

○環境防災課長（田原 彰君）災害備品につきましてお答え申し上げます。

まず、自主防災組織の必要備品ということでございますが、規模の大小にかかわらず配備が必要だと、まことにそのとおりだというふうに考えております。そういう意味合いで、現在3つの自主防災組織に配備している基本的な資機材の中で主なものにつきましては、例えば発電機、投光機、これは非常に暗いところを照らすという意味で不安を解消する、あるいは必要な作業を行うための基本的な資機材というふうに考えております。こういう資機材を基本的な資機材というふうに位置づけておりますので、今回の墨名の自主防災組織につきましても同様に配備をしたいというふうに考えております。

世帯の比率により行うのはおかしいというようなお話もございましたが、必要な備品につきましてはの種目につきましては、ただいま申し上げたような、基本的な資機材を配備する。ただ、エリアが広い、あるいは該当する人口が非常に多いというようなときには、そこに必要な数量をふやさなければならないという意味合いでございますので、そのようにご理解をいただきたいというふうに思います。

基礎的備品以外、何を配備するのかというご質問でございますが、その地域の実情に合ったものが要望として上がってくれば検討するというところでございますので、具体的に現在、何ということはございませんが、例えば細かい話をすれば、家が倒れたときに人を救助するための油圧ジャッキが欲しいというような要望も中にはございます。

AEDの配備、必要ないとは申し上げますが、現在、設置する考えはございませんけれども、その理由ということでございますが、AEDは心臓にショックを与える機器でございます。使い方も非常に簡便になっており、一般の方も非常に使いやすいものとなっているということも十分私ども理解しております。人命を救助する必要な大切な道具であるという認識でございます。ただ、財政的な問題も含めまして非常に高価なものでございますので、これにつきましては自主防

災の訓練の中でCPR、心肺蘇生術というのがございます。そういうものも十分に住民に習得していただきまして、AEDにかわるべく、即座にどなたでもいつでもどこでも使える、利用できる技術を学んでいただくことが優先するものだろうというふうに考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺恵一君）お答えします。実施する学校について明確にするというご質問だと思いますが、今年度のこの補正予算が採択になりましたら優先度調査を実施いたします。優先度調査はすべての校舎と体育館が今年度で終了するわけですが、その結果を踏まえて、耐震診断の方を財政状況を関係課と調整しながら逐次実施していきたいと思っております。

次に、これは決定でございますが、総合計画の中では勝浦中が20年に耐震診断を実施する予定でございます。北中の方の校舎の傷みということですが、これについては教育委員会と北中の校長、教頭の方と何回か調整をしています。いかにしたら雨漏りが直るかということについては、今、調査中ですので、早急にこれも検討したいと考えております。

失礼しました。一つ、答弁誤りがありました。勝浦中学校の方なんです、20年度に設計業務委託を計画しております。失礼いたしました。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）浜勝浦新屋敷内の市道整備でありますけれども、地元の方々の意見を聞いて対応するということではあります、地元の声が私が指摘したようなことなんです。それに基づいて市の方は、その整備を推進すべく取り組みを緒につけようとした。その段階で地域の道路隣接地権者等との話し合いの中で前へ進めない、そういう状況を呈した。その後、何回か私が個人的にこの道路整備について指摘してきたんです。年数を重ね、なかなか進まないという中で、この6月の議会に関連してこの問題を取り上げたわけでありまして。地元の方々に今さらどういう意見を聞くんですか。この問題は、わずか1年や2年の問題ではないんですよ。速やかに取り組んでいく必要がある箇所なんです。このことについて都市建設課の担当が一番よく知ってるはずなんです。それを指摘されると、何とかずるずると対応を避けている。そして、なかなか取り組まない。この繰り返しでは困るわけでありまして。確たる納得のいく前向きに取り組む答弁を再度求めたいと思います。

万名浦の問題ですけれども、検討するというんですけど、何を検討するんですか。ですから、危険でないということなら危険でないと、そう宣言して結構です。それでいいじゃないですか。ところが、危険であるから立て看板立てたんでしょう。立て看板立てた以上は、速やかに滑り止め等を考慮した補修事業を進めていくべきですよ。それを何で検討するんですか。速やかなる予算措置を求めるわけでありましてけれども、これはぜひ、課長サイドで進められないということであれば、助役の方からご答弁賜りたい。

AEDの配備の問題でありますけれども、心肺蘇生術を進めていくということが先だということをおっしゃっておりますけれども、今はそうじゃなくて、厚生労働省等が、また総務省、消防関係等が奨励しまして、このAEDと心肺蘇生術、これは一貫して進めている、一体的に進めている対策、そしてまた事業なんです。消防署等で現在もAEDを取り入れた講習等も行っているわけですが、それはそのとおりなんです。それを行政が早く導入してあげる。そのことによって人命救助に役立つことになるわけでありまして、財政的な面もあるかと思いますが、ぜひ

ひとも早急なる導入をお願いしたいわけであります。財政的なものもありますので、この点についても助役の方からご答弁を賜りたいと思います。

それと北中の雨漏り防止の問題でありますけれども、検討するということでありまして、事実、雨漏りをして漏電し、ブレーカーが落ちるわけです。これは事実なんです。ですから、調査し、速やかにその防止対策を講じていく。雨漏り防止の事業を、工事を行っていかなくちゃならない。これをどうするかということなんです。これは予算措置を講じて速やかに取り組む必要があるわけでありまして、この点について教育長から再度お答えいただきたい。以上です。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。杉本助役。

○助役（杉本 栄君）それでは、まず1点目の川津地先の道路といいますか、通路の関係でございますけど、先ほど来、担当課長の方から答弁してございますけども、土地そのものが千葉県南部漁港事務所の所有でございます。いずれにいたしましても、今までおくらせていたことにつきましては申しわけないと思っておりますけども、そのような事情もございますので、早速、千葉県南部漁港事務所とその辺のところを話し合いまして、できるものであれば早急に対応したいというふうに考えております。

AEDの関係でございますけども、これも担当課長の方から説明がございましたけれども、確かに全国的にこの件につきましては、整備、設置されているというふうな状況にもございますけども、十分検討いたしまして、対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（水野正美君）次に、三上都市建設課長。

○都市建設課長（三上鉄夫君）お答えを申し上げます。北新屋敷線の部分的補修につきましては、少しでも安全性が高まるように補修の方を実施してまいりたいと思います。以上です。

○議長（水野正美君）次に、松本教育長。

○教育長（松本昭男君）北中学校校舎の雨漏り、漏電の件でございますけども、それを放置するわけにはいきませんので、議員ご指摘のとおり、早急に原因を調査し、改修に努めたいと思います。以上でございます。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第54号は総務常任委員会へ、議案第55号及び議案第56号は教育民生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

請願・陳情の委員会付託

○議長（水野正美君）日程第2、請願・陳情の委員会付託であります。

今期定例会において受理した請願・陳情は、お手元へ配布の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたから、ご報告いたします。

休 会 の 件

○議長（水野正美君）日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明9月22日から9月27日までの6日間、委員会審査等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、9月22日から9月27日までの6日間、休会することに決しました。

散 会

○議長（水野正美君）9月28日は午後1時から会議を開きますので、ご参集をお願いします。

なお、各委員会は会期日程表に基づきまして、付託事件の審査をお願いいたします。
本日はこれをもって散会いたします。

午後1時24分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第47号～議案第56号の上程・質疑・委員会付託
1. 請願第5号～請願第6号、陳情第5号～陳情第6号の委員会付託
1. 休会の件